



# 浦島伝説

令和5年 7月14日

第 14 号

## 詫間中学校

「正直者が馬鹿をみる」  
そのような詫間中学校  
には絶対にしません。

# 自転車通学規則



- 1 自転車通学を希望する者は保護者と連署で、自転車通学許可願を提出し、学校長の許可を得なくてはならない。
- 2 自転車通学を許可された者は、鑑札の交付を受け、後部どろよけの反射鏡下側の見えやすい位置に装置する。
- 3 自転車通学者は、道路交通法を守るはもちろん特に次の各項を遵守しなくてはならない。
  - ① 道路の左側を一列で通行すること。
  - ② 魔の車との距離を適当に保ち、急停車による追突をさけること。
  - ③ 二人乗りはしない。
  - ④ 細道より広い道路に出るとき、および一旦停車の道路標識のある場所では、一旦停車して、左右の安全を確認すること
  - ⑤ 踏切では、一旦停車して左右を確認すること。警報機の鳴っている時は、列車が見えなくても踏切を横断してはならない。
  - ⑥ 日没後はライトをつけること。
  - ⑦ 信号機の合図、交通指導員の指示に従うこと。
  - ⑧ ヘルメットを着用すること。
  - ⑨ 手信号をおこなう場合を除き、片手または両手を離して、自転車を運転しないこと。
- 4 雨天の日の雨具は、カッパを着用する。
- 5 常に車体の整備に留意し、特にブレーキ、ベル、ライト、反射鏡は完備してなくてはならない。
- 6 校内においては、校門から自転車置場までの間を除いて、自転車に乗車してはならない。
- 7 自転車通学者の自転車は、登校順に、定められた自転車置場の右端から、スタンドを黄線に揃えて、整頓して置かなくてはならない。その際、ヘルメットは自転車の荷台に荷綱でくくりつけること。校内においては、自転車置場以外に自転車を置くことを禁止する。
- 8 通学用自転車の規定は別に定める。
- 9 この規則に著しく違反し安全な自転車通学の保持が困難と認めた者に対しては、自転車通学許可の停止または取消しをおこなうことがある。



浦島通信No.2で「1：29：300」の数字を紹介しました。4月から通学中の事故が10件ほど起こっています。幸い、大きな事故には至っていませんが、いまだに「並進・ノーヘル」等の違反をしている生徒がいるようです。いい加減にしてほしいものです。誰か一人の交通違反を見つけた地域の人は、「詫間中学校の〇〇」「詫間中学校の〇年生の〇〇」「詫間中学校の〇年〇組の△△」のような電話や連絡がきます。一人の心ない行動で真面目に取り組んでいる多くの生徒が悲しい思いをすることになります。夏休みも近づいてきました。「詫間中学校の一員」であることを常に意識して下さい。まずは、「交通マナーやルール」を守った生活を送り、自分の命は自分で守って下さい。